

蒸気発生器保管庫共用化及び保管対象物変更工事に係る  
今後の対応について

1. はじめに

令和2年12月4日付け原規規発第2012042号にて認可を受けた設計及び工事の計画（以下、「SG保管庫設工認」という。）において、既設の蒸気発生器保管庫（1号機設備、1,2号機共用）を3号機設備、1,2,3号機共用とし、保管対象物の変更等を行っている。本件の使用前事業者検査を今後進めるに当たり、SG保管庫設工認に係る消火設備についての認識を確認させていただきたい。

2. SG保管庫設工認における基本設計方針の記載

SG保管庫設工認では、技術基準規則第11条に基づき新たにSG保管庫を火災区域として設定し、新たに消火器をSG保管庫内に設置することとしている。

SG保管庫設工認における基本設計方針については、申請対象が適用を受ける技術基準規則の条文を記載しており、全施設の共通項目に係る条文は原子炉冷却系統施設の基本設計方針に基づく設計とすることで記載に代えている。なお、今回の工事において新たに設置又は運用するに当たり、設置箇所（SG保管庫）における影響を確認する必要がある条文（第5条等）については、共通項目であっても、原子炉冷却系統施設の基本設計方針を抜粋して記載することで、その対象を明確にしている。

消火設備のうちSG保管庫の消火器については、クラス3容器として第17条、第18条及び第21条の適用を受けるものであるが、他の火災区域に設置する消火器と同様に消防法に適合するものを使用する旨を基本設計方針に明記しており、消防法に適合する消火器については、設置箇所の条件に依らず、平成29年8月25日付け原規規発第1708253号にて認可を受けた工事計画にてクラス3容器としての適合性を確認している。

3. 使用前事業者検査に係る今後の対応

SG保管庫設工認の共通項目の基本設計方針は原子炉冷却系統施設の基本設計方針を引用することで記載しており、また、クラス3容器の消火器は消防法に適合するものを使用する設計とすることで、第17条を含めた技術基準規則への適合性を確認している。

今後実施する予定の使用前事業者検査においても今回確認させていただいた上記2項の認識に基づき、消火設備が適用を受ける条文に対する使用前事業者検査を実施する。

以上